第２８回 蘭越町農業委員会総会議事録

１　開催日時　　令和４年１０月２７日（木）午後２時３０分から午後３時３０分

２　開催場所　　蘭越町役場３階委員会室

３　出席委員　　１３人

会　長　　１５番　中井　　悟

会長職務代理　　７番　西元　道啓

委　員　　１番　黒川　利光　　２番　近藤　一祝

５番　岩間　勇市　　６番　宮武　正人

８番　吉田　靖志　　９番　石井　妙司

１１番　安田　伸二　　１２番　坂野　幸夫

１３番　坂井　明治　　１４番　杉本　峯一

１６番　伊藤　忠幸

４　欠席委員　　３番　髙山　重人　　１０番　金子　辰四郎

５　議事日程

第１　　会議録署名委員の指名について

第２　　会期の決定について

第３　　諸報告について

第４　　農地法第１８条第６項の規定による通知について

第５　　農地法第４条の規定による許可申請について

第６　　農地法第６条第１項の規定による報告について

第７　　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第８　　農地法第３０条に基づく利用状況調査結果について

第９　　第１回振興・農政専門委員会について

６　農業委員会事務局職員　事務局長　高田　幸則

農地係長　小柳　大騎

７　会議の概要

議　長　ただいまの出席委員は、　１３　名であります。
定足数に達しておりますので、これから第　２８　回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

なお、欠席の申し出が高山委員と金子委員からありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
それでは、日程に従って進めてまいります。
日程第１、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員　異議なし。

議　長　それでは、１２番　坂野委員と１３番　坂井委員を指名いたします。
日程第２、会期の決定についてを議題とします。
本日の総会の会期は、本日１日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

全委員　異議なし。

議　長　異議なしと認めます。
よって、会期は本日１日間と決しました。
日程第３、諸般の報告についてを議題とします。
第２７回の総会以降の諸般について、報告いたします。

１０月１３日～１４日　利用状況調査　町内一円
１０月２４日　北海道知事表敬訪問　北海道庁
１０月２６日　後志地方農業委員会連合会役員会　共和町役場
１０月２７日　振興・農政専門委員会　蘭越町役場

以上で諸般の報告を終わります。

日程第４、議案第１号、農地法第１８条第６項の規定による通知についてを議題とします。

番号１番について、上程します。

事務局から説明願います。

議案第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。
令和４年１０月２７日提出、蘭越町農業委員会長名。

事務局（小柳係長）　番号１番、貸主は〇〇さん外１名、借主は〇〇さん、土地は字〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は、平成２９年１２月６日から令和４年１２月５日までで強化法によるものです。通知年月日は令和４年１０月１４日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和４年１０月２７日です。解約理由は、譲渡するためです。

ご審議お願いいたします。

議　長　引き続き、担当委員から補足説明を願います。

７番（西元委員）　番号１番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所ですが、〇〇さんの自宅の道路を挟んだ反対側に一団地と山の方に向かい側を渡ったところに一団地の計二団地となります。よろしくお願いいたします。

議　長　これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員　（質疑なし）

議　長　質疑なしと認めます。
本案は、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員　（異議なし）

議　長　議案第１号は、原案のとおり受理することとします。

日程第５、議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請についてを議題とします。

番号１番について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局（小柳係長）

議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第４条第１項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、意見を求める。令和４年１０月２７日提出、蘭越町農業委員会長名。

番号１番、申請者は〇〇さん、場所は〇〇番、現況は畑、面積は〇〇㎡です。申請理由は、植林転用するためです。別紙調査書をご覧願います。

農地区分は、第２種で、本件につきましては、生産性の低い小集団農地のため植林するものであり、転用はやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

番号１番については９月２９日の総会で農地法第４条の規定による、許可について、許可相当である旨、北海道農業会議に諮問しておりました。

この度、１０月２５日付けで北海道農業会議常設審議委員会から許可相当である旨の回答がありました。

ご審議お願いいたします。

議　長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

６番（宮武委員）

番号１番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所ですが、〇〇を右に曲がり、そこから〇〇を左に見ながら〇〇ｋｍ進んだ山道の左にある農地です。よろしくお願いいたします。

議　長

これより、質疑及びご意見を伺います。

質疑・ご意見はありませんか。

全委員	（質疑なし）
議　長	質疑なしと認めます。 原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。
全委員	（異議なし）
議　長	本案については、原案のとおり決定し、許可することといたします。 日程第６、議案第３号、農地法第６条第１項の規定による報告についてを議題とします。番号１番について、上程します。 農業委員会法第３１条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 （〇〇委員退席） 再開します。 事務局から説明願います。
事務局 （小柳係長）	議案第３号　農地法第６条第１項の規定による報告について、農地法第６条第１項の規定により、農地所有適格法人から提出のあった事業報告について、各要件の確認を求める。令和４年１０月２７日提出、蘭越町農業委員会長名。 番号１番、令和４年９月２９日付けで〇〇より農地所有適格法人報告書の提出がありました。 内容については、記載のとおりとなっております。事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、いずれの法人も各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	ただ今事務局から説明があり、各項目の要件について確認をしたとのことですが、報告内容について、質疑ありませんか。

全委員　（質疑なし）

議　長　質疑なしと認めます。
今回提出のあった、農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員　（異議なし）

議　長　本案は原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

暫時休憩とします。

（〇〇委員着席）

再開します。

日程第７、議案第４号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
番号１番から番号２番について、一括上程します。
事務局から説明願います。

事務局（小柳係長）　議案第４号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。
令和４年１０月２７日提出、蘭越町農業委員会長名。

番号１番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん外１名、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡、成立する法律関係は売買です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、畑で〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和４年１２月１日、対価の支払期限は令和４年１１月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。なお、この土地は平成２２年に〇〇さんから相続されたものです。
別紙調査書については記載のとおりです。

番号２番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円です。契約期間は、令和４年１１月７日から令和９年１１月６日までの５年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

なお、この土地は平成１２年に〇〇さんから相続されたものです。

別紙調査書については記載のとおりです。

ご審議お願いいたします。

議　長　引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

７番（西元委員）　番号１番から２番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。

場所についてですが、まず番号１番は先ほど１号議案で解約された土地となります。それと〇〇さんの家の前の畑が加わっています。

番号２番の場所については〇〇沿いに〇〇さんの倉庫があるのですが、その裏側となります。よろしくお願いいたします。

議　長　これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

全委員　（質疑なし）

議　長　質疑なしと認めます。

原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員　異議なし

議　長　本案は、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

日程８、報告第１号、　農地法第３０条に基づく利用状況調査結果について、事務局から報告願います。

事務局　報告第１号　農地法第３０条に基づく利用状況調査結果につい

（小柳係長）　て、令和４年１０月２７日提出、蘭越町農業委員会長名。

お手元に利用状況調査リストをお配りさせていただいております。

１０月１３日、１４日の２日間で実施いたしました、農地パトロールの調査結果を記載しております。

最終ページをご覧ください。今年度調査した土地の総筆数は９７筆、面積が２４６，３１３㎡となっており、昨年度調査よりも３５筆の減、面積にして２９９，３８９㎡の増となっております。

調査結果といたしましては、

遊休農地が１８筆で７１，２２６㎡
農地が　　５筆で２４，１５９㎡
非農地が　７４筆で１５０，９２８㎡

となっており、調査筆数、面積ともに減少しておりますので単純な比較はできないのですが、昨年に比べ遊休農地は２１筆１４２，３５９㎡の減となっております。

今後の手続き等につきましては、遊休農地の１８筆について農業委員会から意向調査を送付することとします。また非農地とする土地につきましては、土地所有者への非農地化への異議が無いかの意思確認をした後に非農地通知を発出することとします。〇〇氏については〇〇日に亡くなり、相続登記が未了のことから、相続登記後に相続人に対して該当書類を送付いたします。

以上です

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

議　長　　なにか質問等ありませんか。

全委員　　（質疑なし）

議　長　　以上でよろしいでしょうか。

日程９、報告第２号、第１回振興・農政専門委員会について、近藤振興・農政専門委員長より報告をお願いします。

２番　　先ほど、午後１時より、第１回振興農政専門委員会を開催いた

（近藤委員）　しまして、農林水産課からは田縁課長と西川主幹の２名が出席されました。議題は２つあり、まず蘭越町新規就農支援事業補助金の見直しについてですが、まず、そもそものスタートが国の青年就農交付金と横並びにスタートしたという経緯があります。

対象者は国では４９歳まで、町では４０歳までという年齢制限があり、この年齢制限を撤廃もしくは引き上げられないか協議させていただきました。また、０からの新規就農やUターン、Ｉターン、及び第三者継承のありかたについても、きちんと町としてどういう風に考えていくのかを決めてほしい旨協議いたしました。それに関連して、交付要件に研修農場での２年間の研修が必要としていますが、特に第三者継承では研修せずにすぐ実地で就農する例もあることから、この要件も緩和できないか協議いたしました。

今後も何度か専門委員会を開き、令和５年度の要綱の見直しに繋げられればと考えています。

続いて、農業普及指導員の件ですが、町としても北海道職員の退職者を中心に懸命に探しているのですが、未だに見つかっていないとのことでした。ですので、その方面ではなく、例えばＪＡようていの作物別の優秀者などを相談員として設けての対応や民間のメーカーの方にその都度、相談等の依頼ができないか、という意見が出ました。

以上です

議　長　ただ今、振興・農政専門委員長から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

全委員　（質疑なし）

議　長　以上で、よろしいですか。

その他の報告を事務局からお願いします。

事務局（高田局長）　次回総会は、１１月２９日（火）午後１時３０分からを予定しております。

また、農業経営基盤強化法による所有権移転代位登記の実施状況について、お手元に配布させていただいております。

最後に、１０月２６日に開催されました、後志地方農業委員会連合会役員会について報告します。

今回の役員会の協議事業は、令和５年予算と、今後の事業についてとなりました。
主な事業としましては、１１月２日の管外視察研修のほか、１１月２９日から１２月１日の日程にて、全国農業委員会会長代表者集会が開催され、後志地方連からは、会長である今村共和町農業委員会長と副会長である大橋倶知安町農業委員会長、北島小樽市農業委員会長が出席し、その行程の中で地区選出議員である中村代議士と大築代議士との懇談が予定されており、その席上で後志地方連からの要望書を提出する予定となっております。
要望書案につきましては、地方連の事務局が作成したものをお手元に配布しております。この内容について、加筆や修正等の要望がありましたら、１１月２日までに事務局までご連絡いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私からの報告を終わります。

議長　引き続き、その他の報告について事務局から報告願います。

事務局（小柳係長）　私の方からはまず出張に関する報告があります。
まず、１１月２日実施予定の後志地方連の視察研修についてですが、予定どおり実施、参加者は中井会長、黒川委員、坂野委員、坂井委員の４名と事務局からは私の計５名となります。当日は蘭越町役場８時１０分出発ですので、１０分前の８時までに役場正面玄関前にスーツ着用で集合願います。なお、該当の方には正式な行程表と名簿を配布しております。
次に、先月も周知いたしました１１月２２日に岩内町で開催される北海道農業会議主催の地区別農業委員等研修会についてです。研修内容は法律の改正に伴う農業委員の業務についてですので、なるべく多くの委員に出席をお願いしたいのですが、欠席される場合は総会終了後、事務局まで連絡願います。出発時間は昼１２時３０分に役場前出発としますので１０分前の１２時２０分に役場正面玄関前にスーツ着用で集合願います。なお昼食については事前に各自で済ませていただきます。出席される委員の方には改めて文書にて通知いたします。
次に１１月９日～１１日に実施する先進地道外視察研修についてです。お配りしている行程表をご覧ください。
当日は朝６時３０分役場前出発ですので、１０分前までに集合願います。

それと委員の皆様の名刺についてですが、地方連の研修参加者には１１月２日に、それ以外の方には道外視察研修当日の１１月９日の朝に配布予定です。
駆け足ですが３つの研修に関しては以上です。

続きまして、地域農業経営基盤強化集積計画における目標地図の原案を作成する際に使用するタブレット端末についてですが、国の方からタブレット端末の導入に係る補助金については、年内の納入が条件であるとの通知があったことから昨日開催されました１０月臨時会にて導入にかかる予算の補正を上程し、議決されましたので、これから年内納入に向けての契約事務を取り進めますので報告いたします。なお、実際にタブレット端末にて農地情報を閲覧するためには国の管理するシステムへ各自治体の農地台帳や水田台帳などの紐づけ作業が必要となり、その作業が終わりましたら、農業委員の皆様に端末を配布できるのですが、その作業の詳細もまだ通知が来ておりませんので、また詳細が分かり次第、総会にて報告させていただきます。
最後に収穫感謝祭の供物についてですが、１１月４日開催ですので、まだ提供されていない方は、農林水産課農政係までお願いします。
以上です。

議　長　閉　会　宣　言
以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。
これにて、第２８回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後３時３０分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　㊞

署名委員　　㊞

署名委員　　㊞